

不妊治療費の助成について

■申請・問い合わせ先 ほけん福祉課 ☎893-3811

町では、不妊治療を行うご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成します。

	一般不妊治療（人工授精）	特定不妊治療
対 象 者	①法律上の婚姻関係にある夫婦であって、医療機関で不妊症と診断され、治療を受けた方 ②夫婦又はいずれか一方がいの町に住民登録があり、かつ居住している方 ③他の自治体において同一の助成を受けていない方（高知県の助成を除く） ④医療保険各法の規定による被保険者もしくは組合員又はその被扶養者である方 ⑤夫婦の前年の所得（1月～5月までの申請は、原則として前々年の所得）の合計額が730万円未満である方 ⑥町税などの滞納がない方 ⑦平成28年4月1日以降に治療を終了した方 ⑧①～⑦のいずれにも該当し、かつ、高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業の決定を受けた方（特定不妊治療費助成申請の場合のみ）	
対 象 治 療	保険適用とならない人工授精	体外授精・顕微授精
助 成 額	1年度ごとに3万円を上限	1回につき5万円を上限 ※対象となる費用のうち高知県からの助成額を控除した額
助成期間・回数	連続する2年間	通算回数6回
申請に必要な書類 ※2回目以降省略できる書類があります。	①不妊治療費助成事業申請書兼請求書 ②不妊治療費助成事業受診等証明書 ③治療に要した費用の領収書 ④住民票（続柄及び本籍地が記載されたもの） ⑤戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書（住民票で婚姻関係が確認できる場合は不要） ⑥被保険者証 ⑦夫及び妻の前年の所得額（1月～5月までの申請は前々年の所得額）を証明する書類 ⑧振込先口座番号が確認できるもの ⑨印鑑 ⑩町税など滞納状況確認に係る同意書 ⑪高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書の写し（特定不妊治療費助成申請の場合のみ）	

◆①、②、⑩の様式は、ほけん福祉課にありますのでお問い合わせください。

人権擁護委員無料相談のご案内

地区	今月の相談日	相談時間	開催場所
伊野	6月1日(木)	10:00～15:00	すこやかセンター伊野
	6月21日(水)	13:30～16:30	1階 小会議室
吾北	6月5日(月)	10:00～15:00	吾北山村開発センター

法務局相談窓口・問い合わせ

（祝休日を除く月～金曜日 受付 8:30～17:00）

高知地方法務局人権擁護課 ☎822-3503

人権擁護委員の連絡先

氏名	住所	電話番号
杉本 寛子	いの町6466-5	☎892-2513
井上 晃	〃 加田599	☎892-1154
藤木 栄子	〃 天王南9丁目12-2	☎891-6684
金子 覺	〃 枝川826-1	☎893-2135
坂本 美加	〃 波川2128-3	☎892-4899
高橋美智子	〃 上八川甲1920	☎867-2426
山本 周児	〃 戸中81-5	☎873-5422